

YouTube 原稿

1. 安全計画の策定及び送迎用自動車の安全装置装備の義務化について

ここでは、安全計画の策定についてご説明いたします。

事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、その計画に従い、必要な措置を講じます。

従業者に対して、この安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施します。

また、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対して安全計画に基づく取り組みの内容等について周知します。

安全計画については、定期的に見直しを行い、必要に応じて、計画の変更を行います。

この計画の策定については、令和6年3月31日まで経過措置が設けられています。

義務化内容の詳細につきましては、今後、ウェルネットなごや等にて周知させていただきます。

一次ページ

続いて、送迎用自動車の安全装置装備の義務化について、ご説明します。

令和4年9月に静岡県認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ死亡する事案が起きたことを受け、同年10月に国より「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が示されました。同プランに基づいて、省令が改正され、児童の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備が義務付けられました。

義務化の内容としては、以下の通りです。

①乗降車の際に点呼等により児童の所在を確認すること。②送迎用自動車への安全装置の装備及び当該装置を用いて降車時の①の所在確認を行うこと。

これらは、令和5年4月1日より義務化されます。ただし、②については、令和6年3月31日まで経過措置が設けられています。

一次ページ

①乗降車の際に点呼等の方法により児童の所在を確認することについて

義務付けの内容は、児童の送迎や事業所外での活動のために自動車を運行する場合、児童の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在確認をすることです。

対象のサービスは障害児通所支援事業所です。

一次ページ

②送迎用自動車への安全装置の装備及び当該装置を用いて、降車時の①の所在確認をすることについて

義務付け内容は、送迎用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーやその他の車内の児童の見落としを防止するための装置を備えて、その装置を用いて、降車時に①の所在確認をすることです。

対象のサービスは児童発達支援事業所、放課後等デイサービスです。

安全装置の装備が困難な場合は、令和6年3月31日までの間、代替的な措置を講じることで差し支えないとされています。

代替措置の例としては、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に児童の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、児童が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにすることです。

義務付けの対象となる自動車は、座席が3列以上の自動車です。児童が確実に3列目以降の座席を使用できないようにし、現実的には見落としの恐れが無いと考えられる場合は、対象外となります。

この、安全装置の導入等にかかる補助事業につきましては、ウェルネットなごや等にて、別途、ご案内をさせていただきます。

2. 身体拘束廃止未実施減算について

ここでは、身体拘束廃止未実施減算についてご説明いたします。

身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において事業所が取り組むべき事項が追加され、令和4年4月から義務化されるとともに、令和5年4月から未実施の場合、減算の適用が開始されます。運営基準において事業所が取り組むべき事項といたしましては、

- ①身体拘束等の記録の整備を行うこと。
 - ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - ③身体拘束の適正化のための指針を整備すること。
 - ④従業者への研修を実施すること。
- ②から④につきましては、令和4年度から義務化されているところでございます。

減算の取扱いにつきましては、運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を1日あたり5単位減算することとなります。

②から④につきましては、令和5年4月から減算が適用されますので、各事業所におかれましてはご留意いただきますようお願いいたします。

一次ページ

基準上、障害児の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないとされています。

身体拘束とは、本人の意思に反して行動を制限する行為であり、具体的な例といたしましては、「椅子やベッド等に縛り付ける」「自分の意志で開ける事のできない居室等に隔離する」「支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する」などが身体拘束にあたる行為とされています。

やむを得ず身体拘束を行う場合は組織による決定と個別支援計画への記載が必要となり、本人、家族への十分な説明をするとともに、身体拘束を行った場合には「様態・時間」「利用者の心身の状況」「緊急やむを得ない理由」「その他、必要な事項」を記録しておくことが必要となります。

一次ページ

事業所が取り組むべき事項の詳細といたしましては、

(1) 記録の整備につきまして、緊急やむを得ない理由で身体拘束を行った場合はしっかりと記録を残すこと、また、現状、身体拘束等を行っていない事業所においても記録様式は整備することが必要となります。

(2) 身体拘束等の適正化の対策を検討する委員会の設置につきまして、委員会の設置は事業所単位のほか、法人単位でも可能となっております。また、虐待防止委員会と一体的な設置、運営も可能となっております。開催頻度につきましては、少なくとも1年に1回の開催が望ましいとされております。従業者への周知といたしましては、身体拘束等の記録を集計、分析し、事例と分析結果を全従業者へ周知することが必要となっております。

(3) 身体拘束等の適正化のための指針の整備につきましては、適正化に関する基本的な考え方、身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針等を盛り込むことが必要となります。

(4) 身体拘束等の適正化のための研修の実施につきましては、組織的に身体拘束等の適正化を図るため、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を年に1回以上実施することが必要となります。また、研修につきましては事業所で行う職員研修で差し支えなく、研修の実施記録を残すことが必要となります。

これらの(2)から(4)につきましては、令和5年度から未実施の場合は減算適用が開始されることとなりますので、ご留意いただきますようよろしくお願いいたします。

3. 業務継続計画の策定について

ここでは、業務継続計画の策定についてご説明いたします。

令和3年度の報酬改定において、すべての障害児通所支援事業者は令和6年3月31日までに業務継続計画を策定し、その内容を従業者に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施することが義務付けられました。

業務継続計画とは、感染症や災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画とされております。

義務化の内容といたしましては、

- ①業務継続計画の策定
- ②従業者への定期的な研修・訓練の実施
- ③業務継続計画の定期的な見直し

これらを令和6年3月31日までを経過措置期間として、義務化されています。

つきましては、各事業所において、経過措置期間中に厚生労働省のガイドラインやひな形を参考に、業務継続計画を策定するなど適正な運用を図っていただきますようお願いいたします。

一次ページ

義務化された内容の詳細についてご説明させていただきます。

①業務継続計画の策定につきましては、感染症にかかる業務継続計画及び災害にかかる業務継続計画を策定すること、感染症にかかる業務継続計画には、「平時からの備え」、「初動対応」、「感染拡大防止体制の確立」についての記載が必要となります。災害にかかる業務継続計画には、「平常時の対応」、「緊急

時の対応]、「他施設及び地域との連携」についての記載が必要となります。感染症及び災害にかかる業務継続計画につきましては、一体的に策定することも可能とされております。

②従業者への定期的な研修・訓練の実施につきまして、年に1回以上、定期的な研修を実施するとともに、研修の実施内容について記録を残すことが必要となります。業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認や感染症・災害発生時に実践する支援について、年に1回以上定期的な訓練を実施するとともに、訓練の実施内容について記録を残すことが必要となります。訓練の実施は、机上を含め実施方法は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせて実施することが適当とされております。感染症の業務継続計画にかかる研修・訓練は、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修・訓練と一体的に実施することも可能とされております。

③業務継続計画の定期的な見直しにつきまして、研修や訓練での課題等を踏まえて、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うことが必要になります。

これらの義務化された内容につきまして、各事業所においては、適正な運用を図っていただきますようよろしくお願いいたします。

4. 感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための対策について

ここでは、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための対策についてご説明いたします。

令和3年度の報酬改定において、すべての障害児通所支援事業者は令和6年3月31日までに感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための取り組みを行うことが義務付けられました。

業務継続計画とは、感染症や災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画とされております。

義務化の内容といたしましては、

①感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

②感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための指針を整備すること。

③従業者への定期的な研修・訓練を実施すること。

これらを各事業所におきまして、経過措置期間までに厚生労働省のマニュアル、手引きやひな形を参考に、指針を整備するなど、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための取り組みについて、適正な運用を図っていただきますようお願いいたします。

ー次ページ

義務化された各事業所において取り組むべき事項の詳細についてご説明させていただきます。

①感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置につきまして、委員会の設置は事業所単位のほか、法人単位でも可能とされており、また他の会議と一体的な設置・運営も可能とされております。開催頻度といたしましては、おおむね3ヵ月に1回以上、感染症流行時期等を勘案し、定期的に開催することが必要となります。従業者への周知といたしましては、委員会での検討結果について、従業者への周知・徹底を図ることが必要となります。

②感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための指針の整備につきまして、指針には、「平常時の対策」と「発生時の対応」を規定する必要があります。「平常時の対策」には、「事業所内の衛生管理」、

「支援にかかる感染対策」についての記載が必要となり、「発生時の対応」には、「発生状況の把握」、「感染拡大の防止」、「保健センター等の関係機関との連携・報告」についての記載が必要となります。

③従業者への定期的な研修・訓練の実施につきまして、年に2回以上定期的な研修を実施するとともに、研修の実施内容については記録を残すことが必要となります。また、指針に基づいて、年に2回以上定期的な訓練を実施するとともに、訓練の実施内容については記録を残す必要があります。訓練の実施は、机上を含め実施方法は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせて実施することが適当とされております。感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修・訓練は、感染症の業務継続計画にかかる研修・訓練と一体的に実施することも可能とされております。

以上のことにご留意いただき、各事業所におきましては、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための取り組みについて、適正な運用を図っていただきますようお願いいたします。

5. 児童発達支援管理責任者の配置要件等について

ここでは、児童発達支援管理責任者、いわゆる児発管の配置要件等についてご説明いたします。

令和元年度より児発管の研修制度の見直しがありましたが、見直し内容を正確に把握し、児発管欠如とならないよう改めて確認していただきますようお願いいたします。

まず、基礎研修についてですが、これを受講しているだけでは研修要件を満たすことにはなりませんのでご注意ください。ただし、令和3年度までに基礎研修を修了した場合は、基礎研修修了日後3年間は児発管とみなすことができます。

続いて、実践研修についてですが、基礎研修修了後、2年以上の実務経験を経た上で実践研修を修了する必要があります。また、令和3年度までに基礎研修を修了したみなし児発管については、経過措置期間が終了するまでに実践研修を修了していないと研修要件を満たさないこととなり、児発管として従事することができなくなりますのでご注意ください。

最後に更新研修ですが、5年ごとに更新研修を修了しなければ要件を満たさなくなるため、必ず受講してください。

なお、平成30年度までの旧体系で研修をすでに受講された方については、令和6年3月31日までに受講しなければ、要件を満たさないこととなりますので、こちらも忘れずに受講してください。

6. 個別サポート加算Ⅱの取扱いについて

ここでは、個別サポート加算Ⅱの取扱いについてご説明いたします。

令和3年度の報酬改定により、個別サポート加算Ⅱが創設されましたが、算定するにあたって要件を満たしているかどうか、確認ができるよう別紙様式を活用していただけたらと思います。

すでに作成している記録や、別様式の記録により要件を満たしていることが確認できるものある場合については、本様式の作成は必要ありません。

また、子ども福祉課への提出は必要ありませんが、加算要件に該当するかどうか、判断に迷うケースがありましたら子ども福祉課までご相談ください。

なお、記録がなく、算定の要件も満たしていない場合は、返還をしていただくこともありますのでご注意ください。

ここで、主な算定要件の確認です。

一つ目に、個別支援計画書に、連携機関先等との連携支援の内容について記録をするとともに、本加算の趣旨や支援内容を保護者に説明し同意を得ること。

二つ目に、連携機関先等と支援状況等を年1回以上共有し、その記録を文書にて双方で保管していること。

となっております。すでに算定している事業所におきましても改めて要件を満たしているかの確認をお願いいたします。

7. やむを得ない定員超過の取扱いについて

ここでは、やむを得ない定員超過の取扱いについてご説明いたします。

令和3年5月7日の厚生労働省のQ&Aにて、やむを得ない定員超過に関するものが示されました。

基本的な定員超過の取扱いについては、災害等の理由以外については定員遵守しなければいけないものとなっておりますが、「やむを得ない事情」として「ア 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合」、「イ 障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合」についてはやむを得ない事情として、各都道府県等において個別の事情ごとに判断して差し支えないとなっております。

現状としましては、個別にご相談いただいているところではありますが、相談用の理由書を活用していただき、今後は子ども福祉課までメール送付により事前相談していただきますようお願いいたします。

8. 実地指導における主な指摘事項

実地指導における主な指摘事項

1 児童発達支援（放課後等デイサービス）計画の作成

過去に指摘した事例として、「個別支援計画の原案を作成せずに、ケース会議を開催する等、作成の手順を踏んでいない」ことや、「個別支援計画に児童発達支援管理責任者の氏名、日付、計画期間が記載されていない等の書類の不備」を指摘しました。

また、「個別支援計画を保護者に対して口頭のみ説明となっており、同意の記載欄がない。」ことを指摘しました。個別支援計画の作成については、流れに沿って、正しく作成するよう、お願いいたします。

2 運営規定

令和3年度の基準省令改正に伴い、運営規定を改定すること。

ご視聴いただいている事業所様におかれましても、基準省令改正に対応した運営規定になっているか今一度ご確認をお願いいたします。

なお、運営規定のひな型につきましてはウェルネットなごやに掲載しておりますので、ご参考ください。

3 勤務体制の確保

「ハラスメントの相談窓口の設置および方針を明確にすること」を指摘しました。

その他の主な指摘事項については別紙資料を参照し、今回指摘事項にあげていな事項についても、指定基準を遵守のうえ、適切に事業運営を行うとともに、支援の質の向上に努めてください。